

摂津市地域防災計画

令和元年度(2019年度)修正

摂津市防災会議

追録加除一覧表

追録の加除が終わりましたら、その追録号数、内容現在

及び加除した日をこの表に記入し、押印してください。

第1編 總 則

《目 次》

第1節 計画の目的と構成	1
第2節 防災の基本方針	2
第3節 本市の概況	6
第4節 災害の想定	8
第5節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱	14
第6節 市民、企業の基本的責務	23
第7節 計画の修正	25

第1節 計画の目的と構成

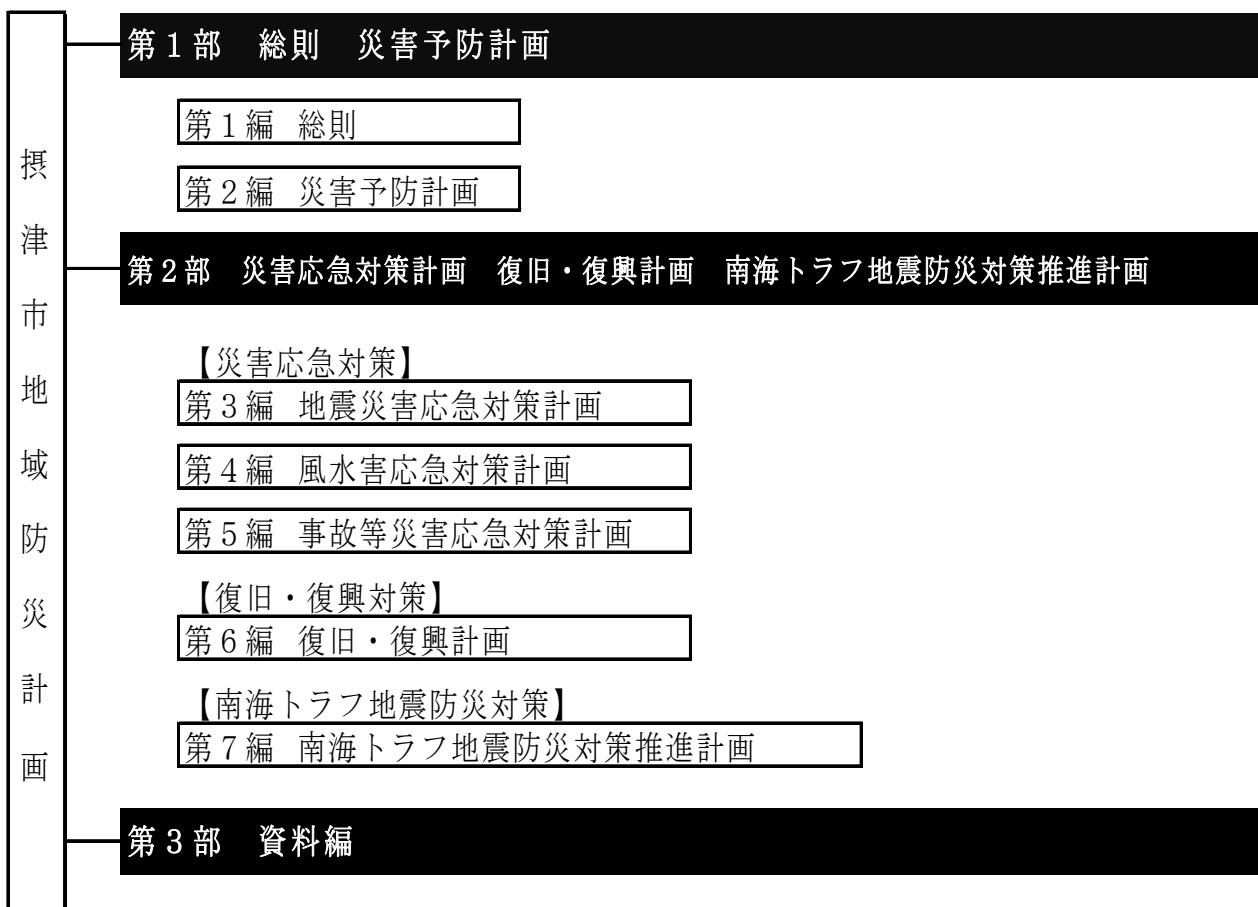
第1 計画の目的

摂津市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、摂津市防災会議が定める計画であって、災害から本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に抑えるため、本市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び防災関係機関、市民や自主防災組織、事業者の力を合わせて実施すべき「減災」のための役割を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

第2 計画の構成

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。

本計画には、摂津市及び防災関係機関が行うべき防災対策を予防、応急、復旧・復興の各段階に応じて具体的に記載している。構成と主な内容は、次のとおりである。



第2節 防災の基本方針

第1 豊かな自然と共に生きるための防災

淀川や安威川が流れる摂津市は、古くから京の都と商いのまち大阪を結ぶ水運の道であった。また、こうした豊かな水の恵みを受けた稲作も盛んに行われていたように、摂津市は河川との密接な繋がりによって発展してきた街である。一方で大河川に接しているが故に、大雨が降れば低地の市域は冠水し、堤防決壊等でこれまで水害による多くの被害が生じていた。摂津市の歴史は水害との戦いの歴史であったとも言える。それでもこの地に多くの人々が定住したのは、この地が自然の災い以上に、豊かな恵みをもたらす豊穣の土地であったからであろう。

近年は大阪(梅田)への利便性から、稲作地が住宅地へ変わるなど都市化が進み、また堤防改修工事等ハード対策の進展により、自然の恩恵を感じる機会も、災いに遭遇する機会も減少してきているが、摂津市が悠久の川の流れとともに発展し、その自然の恩恵と利便性を享受しながら、時に自然からの災いにも付き合っていかなければならないということは、今も昔も、そしてこれからも変わることはないであろう。だからこそ防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する上で最も重要な行政施策であるとともに、この地に住む我々摂津市民一人一人が自然と共に生きているということを強く意識しなければならない。

第2 想定外と災害

近年、気象災害がその激しさを増し、日本各地で大きな爪痕を残している。平成30年6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震や同年9月に発生した台風21号により摂津市も被害に見舞われた。また、市近郊には上町断層帯など複数の断層が確認されており、こうした断層帯で地震が発生した場合には、市内に甚大な被害をもたらす可能性がある。さらに南海トラフ巨大地震の発生も危惧されているところ「想定外」と言われる大規模災害がいつ何時でも起こり得ることは、東日本大震災の経験からも明らかであろう。

第3 近年の防災を巡る状況

東日本大震災等の教訓を踏まえ、法制度上では平成24年6月及び平成25年6月に災害対策基本法の一部改正が行われた。この改正により、これまでの行政対応を中心とした防災対策から脱却し、市民・地域・行政が一体となって地域の災害リスクに主体的に取り組んでいくことで、想定外をも生き抜くための「命を守る地域防災力」を高めていくことが求められるようになった。

また、大阪府では、大阪北部を震源とする地震や台風21号等の教訓を反映した大阪府地域防災計画の修正が、平成31年3月に行われた。本修正では、度重なる災害の教訓を踏まえて、災害による被害を最小限にとどめるためには公助に加え、防災の基本となる自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくこと、また事業所も地域社会の構成員として、従業員や利用者の安全確保だけではなく、地域の担い手として防災活動に積極的に取り組むことが求められている。

第4 摂津市の防災～人づくりによる防災文化の醸成～

摂津市の防災はこうした近年の動向も踏まえ、災害から命を守ることを最優先とし、命を守る防災を実践できる市民の育成を志向する。そして、男女問わず市民、地域、企業、行政職員等地域社会の構成員一人一人が、摂津市に住む利便性を享受し続けるための心がまえとして、命を守る防災の素養を身に付けることを目指していくものとする。

また、災害はいつ発生するか分からず、100年、200年と人の一生を超える周期で発生することもあることから、災害に備える文化を摂津市に根付かせていく必要がある。そのために、10年20年という長期的な展望で人づくりを行うこととし、地域社会の構成員一人一人が実践的行動によりその範を示すことで地域防災力を向上させるとともに、その環境下で育まれる次代の摂津市民にとって、「命を守る地域防災力」が当たり前の能力として個人に、そして地域社会に根付いていくことで、地域防災力が文化として摂津市に定着していくことをめざすものである。

文化の担い手は人であり、大人から子どもへと脈々と受け継がれていくものである。そして、子どもは大人たちの背中を見て育っていく。日本各地では毎年のように気象災害が発生し、大きな爪痕を残していくとともに、巨大地震の発生等地震による被害も懸念されている。だからこそ、その模範を、次世代を担う子どもたちに示すことが、現世代の命を守るとともに将来世代の安全にも繋がるという認識のもと防災を推進していく必要がある。

こうした人づくりを志向した地域防災の推進は、ただ単に地域の防災力を向上させるだけでなく、地域を愛し、地域社会の一員として暮らしていくための基本的なルールやマナーを守れる人づくりという人間基礎教育にも通じるものであり、人間基礎教育と防災の相乗効果により、人格形成の側面においても防災の側面においても、10年後、20年後の素養の高い摂津市民による地域形成をめざすものとする。

第5 防災の基本方針

本市では、人づくりを志向した地域防災を推進している。そこで、『地域とともに歩み根付かず減災』をテーマとして、「災害に強いまちづくり（ハード）」と「災害に強いひとづくり（ソフト）」に取り組み、行政と市民・事業者等が適切に役割を担うことにより、「公助」と「自助」、「共助」のそれぞれの力を合わせながら、防災意識・行動を日常のものとする防災文化を育む中で、地域の防災力・減災力を高めていくことを基本方針とする。

1 災害に強いまちひとづくり

市及び防災関係機関は、都市の防災構造の強化、災害防止施設の整備、災害時対応施設・設備及び備蓄の充実等を各分野で計画的に図るものとし、重点的な施策として以下の事項を推進する。

(1) 公共施設等の安全化

近年、巨大地震、局地的な集中豪雨等による風水害などの災害リスクの高まりが懸念されている。このため公共施設やライフライン施設、学校などについては、耐震化も含めて、整備・維持管理及び機能更新を効率的・効果的に行い、防災に十分に配慮したまちづくりを推進する。

(2) 防災中枢拠点の機能充実

市は、災害時における防災対策の中核拠点となる市庁舎をはじめ、市民の救急・救助活動及び消防活動の拠点として市庁舎と同等の中核拠点となる消防庁舎、市民の命をつなぐ飲料水の給水活動の拠点となる上下水道部水道庁舎等について、防災機能の充実をめざす。

(3) 防災・減災空間の整備

市及び国、府等の防災関係機関は、災害時における避難場所、避難路、広域緊急交通路・地域緊急交通路となる道路を計画的に整備していくとともに、災害時要配慮者向けの避難所を充実し、大規模災害発生直後の避難対策に資する防災空間を整備していく。また、総合計画と整合を取りながら、災害に強い市街地形成をめざす。

(4) 風水害対策の推進

市及び国、府等の防災関係機関は、台風及び局地的な集中豪雨による浸水被害を軽減するため、河川、下水道の整備を推進する。とりわけ、淀川における水害発生の危険性を想定し、「逃げる」「しのぐ」などの減災力を高める為、特に指定緊急避難場所（一時避難場所）が不足している地域については、民間施設を緊急一時避難場所として活用できるよう協定等の締結を行い、合わせて避難路のアクセス性・連続性を検討し、計画的に整備することで避難路のネットワークの強化を推進する。

(5) 避難所を中心とした防災施設間の連携強化

防災活動及び情報収集伝達の円滑化を図るため、防災中枢拠点（市庁舎）と地区防災拠点（各小学校）等を結ぶ防災施設間の連携強化を推進する。特に、避難所となる小学校等については、ＩＣＴ技術を活用した市庁舎とのネットワークを構築するなど、各地域の被災者のニーズの収集拠点、市からの災害対策の情報提供拠点として防災情報網の整備を進めていく。また、誰もが避難所であることがわかるように避難所情報の「見える化」を推進する。

(6) 緊急物資・資機材の備蓄の充実

大規模災害時においては、発生直後は外部から物資や資機材が十分に手に入らないことが想定される。市及び防災関係機関が、緊急物資、資機材の備蓄を行うだけでなく、市民、事業者、各種地域団体等においても、自らの役割に応じて備蓄を行うことを推進する。また、食料や燃料など事業者等との災害時における緊急物資・資機材の支援協力体制の強化に努める。

(7) 災害廃棄物対策の強化

災害廃棄物の処理に当たっては、まず市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であるとともに、分別、選別、再生利用などによる減量化も必要であることから、その平時の備えとともに応急対策、復旧・復興対策を強化する。

(8) 大規模な災害に対応できる柔軟な災害対策組織の構築

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模な災害が発生した場合に、必要な災害対策を実施するためには、人命救助や避難所開設など、重要な災害対策に重点を置いた活動が必要である。このため、大規模な災害が発生した場合に適切な対応ができるよう、時間軸に応じた組織体制を構築する。これにより、必要な資源配分が可能となり、必要な災害対策を重点的に実施していく。

(9) 災害対策本部機能の充実

災害対策本部会議において必要な応急対策に対する迅速かつ的確な意思決定を行うためには、本部会議の意思決定を支える災害対策本部機能が極めて重要である。摂津市の災害対策本部機能を充実させ、災害対策に必要な体制を迅速にとれる体制を構築する。

(10) 防災マニュアル及び職員防災教育の充実

発災時の体制確立、初期活動を行う際に重要な役割を果たす「職員初動マニュアル」を充実させるとともに、地域防災計画を上位計画として、災害時における各班の具体的な対策活動を示した「各班マニュアル」を、班毎に充実し、市全体の災害対応力の向上を図る。これらのマニュアルの作成後、職員が災害対策に習熟するよう、マニュアルを基本とした実践的な防災訓練や、市の災害対策の問題点を明らかにする図上訓練などを行い、市の防災体制の確立と災害に強い職員づくりを行う。

(11) 地域住民との協働による地域防災力の向上

災害時における防災活動の中心となるのは、市及び防災関係機関であるが、大規模災害時においては市等の職員だけでは十分な対応ができないのは明らかであり、災害の発生直後における初期消火、救助・救護、避難等の緊急活動は、被災地・被災者の身近にいる地域住民が協力して行うことが重要である。そのため、市民は自ら災害に備えるための手段を日頃から講じるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承など、防災意識・行動の日常化に取り組むことで地域の防災力の向上に寄与するように努める。

第3節 本市の概況

第1 位置及び面積

本市は、大阪府の北部いわゆる三島平野の南西部に位置し、西は大阪市、吹田市、北は茨木市、東は高槻市、南は淀川をはさんで守口市や寝屋川市と隣接している。

地形は東西6km、南北5kmのL字型で、面積は14.87km²である。

東西南北各端の経度及び緯度は、次のとおりである。

方 位	地 名	経 緯 度
極 東	鳥飼上1丁目6番地2地先	東経135度36分18秒
極 西	千里丘6丁目70番地3地先	東経135度32分23秒
極 南	大字一津屋1337番地26地先	北緯34度45分2秒
極 北	鳥飼八町2丁目576番地先	北緯34度47分45秒

第2 地勢

市域の西北部が千里丘陵に接してやや高くなっている、南東部は淀川に接し、低地となっている。

最高地点は、標高14.1mで、最低地点は標高2.8mである。

地質は、淀川の土砂堆積によりできた沖積層である。

河川は、南東部を流れる淀川と中央部を東西に流れる安威川があり、安威川には、千里丘陵からの大正川や山田川が合流している。

第3 気象

年間平均気温は、17°C前後で温暖である。

雨量は年により相当異なるが、平均すれば年間で約1,400mmである。時期的には4月の春雨、6~7月の梅雨、9月の台風時が多い。

風は、おおむね春、秋には北ないし北東から、夏、冬には西ないし北西からの度合いが大きい。積雪はほとんど見られない。

第4 人口

昭和40年に43,479人であった人口は、昭和40年代に急激な伸びを見せ、昭和50年には1.76倍の76,704人となった。50年代前半は社会増加がマイナスとなり、54年には人口減少が起きたが、その後は微増傾向を示し、平成27年には85,007人となっている。

平成27年の国勢調査では、昼間流出人口25,002人、流入人口33,641人で、住宅都市であるとともに、産業都市の性格がうかがえる。

国勢調査時の人口等は、次のとおりである。

年	人口	人口密度(人/km ²)	世帯数
昭和40年	43,479	2,830	12,292
50年	76,704	4,882	22,984
60年	86,332	5,495	28,730
平成2年	87,453	5,881	30,145
7年	87,330	5,873	31,922
12年	85,065	5,721	32,432
17年	85,009	5,717	34,048
22年	83,720	5,626	34,987
27年	85,007	5,717	36,873

※なお、平成30年度の統計要覧によると、高齢者人口総数は21,889人(高齢化率25.5%)であり、一人暮らしの高齢者世帯数は6,468世帯(全世帯の約15.8%)である。

第5 都市構造

主要幹線道路は、安威川以北では府道大阪高槻京都線、府道大阪十三高槻線、市道千里丘三島線、府道正雀一津屋線等がある。安威川以南では東西方向に府道大阪高槻線が貫き、同線と府道正雀一津屋線、府道大阪中央環状線、府道八尾茨木線、府道茨木寝屋川線が交差している。

鉄道については、安威川以北ではJR東海道本線、阪急京都線と正雀車庫、安威川以南では東海道新幹線と鳥飼基地、大阪貨物ターミナルがある。また、府道大阪中央環状線と並行して、大阪モノレールがある。

人口集中地区の面積は、12.4km²(平成27年国勢調査)、人口密度の高い地区はJR千里丘駅と阪急正雀駅周辺や鳥飼西部にある。

大規模工場は、淀川沿いや安威川沿い、東海道本線以北などにあり、大阪中央環状線や大阪高槻線沿いには運輸流通施設が多い。

第4節 災害の想定

第1 想定災害

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生しうるべき災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

また、次の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- 1 地震災害
- 2 風水害
- 3 航空災害
- 4 鉄道災害
- 5 道路災害
- 6 危険物等災害
- 7 放射線災害
- 8 高層建築物・市街地災害
- 9 龍巻災害

第2 地震被害想定

大阪府が平成18年に公表した地震被害想定結果及び平成25年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定結果を参考に、市の地震対策の目標とする被害量を設定する。

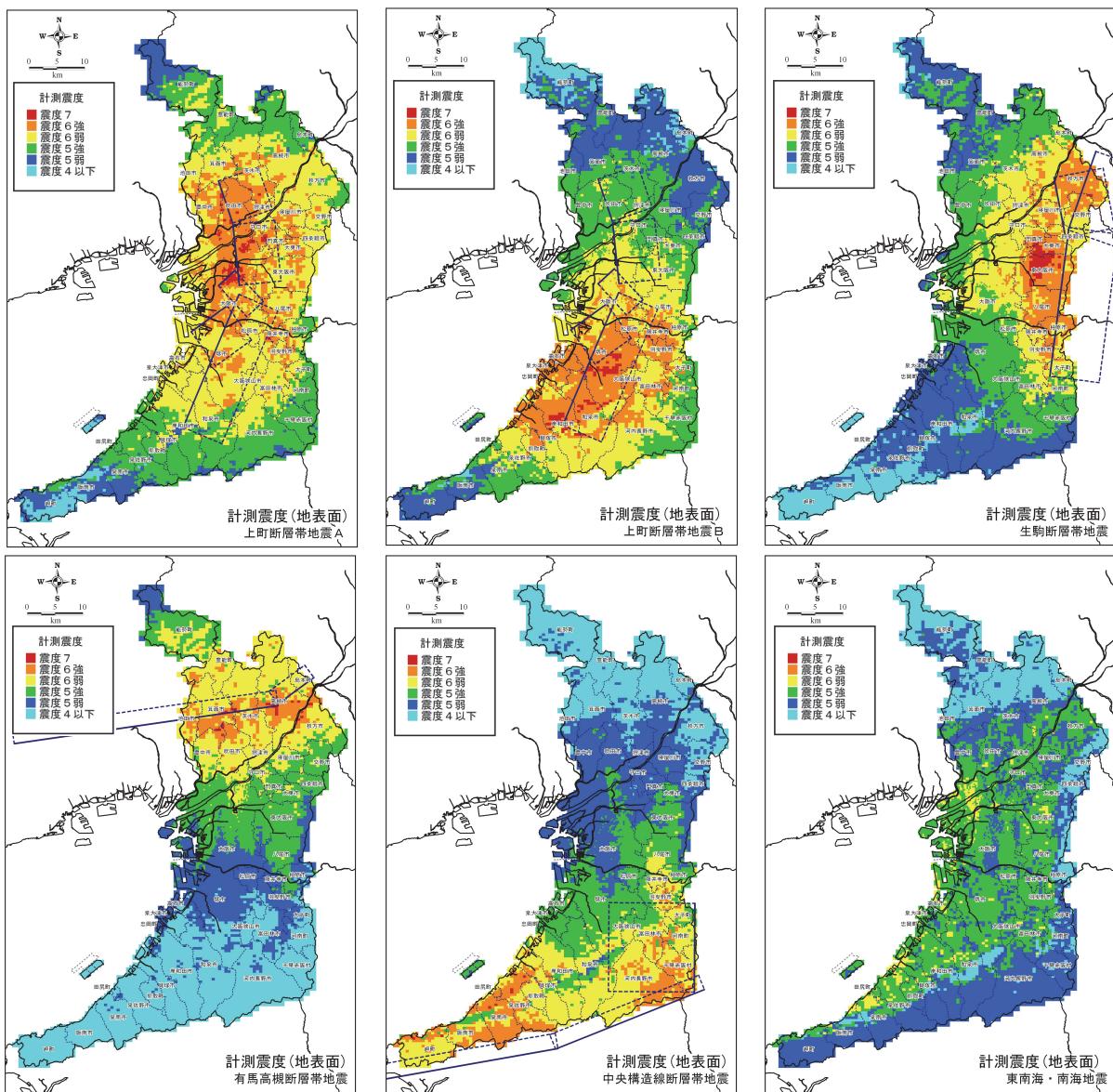
1 想定地震

南海トラフ巨大地震と大阪府への影響が考えられる4つの内陸断層（上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯）について、6つのケース（上町断層帯は断層破壊モデルが2ケース）の地震が想定されている。

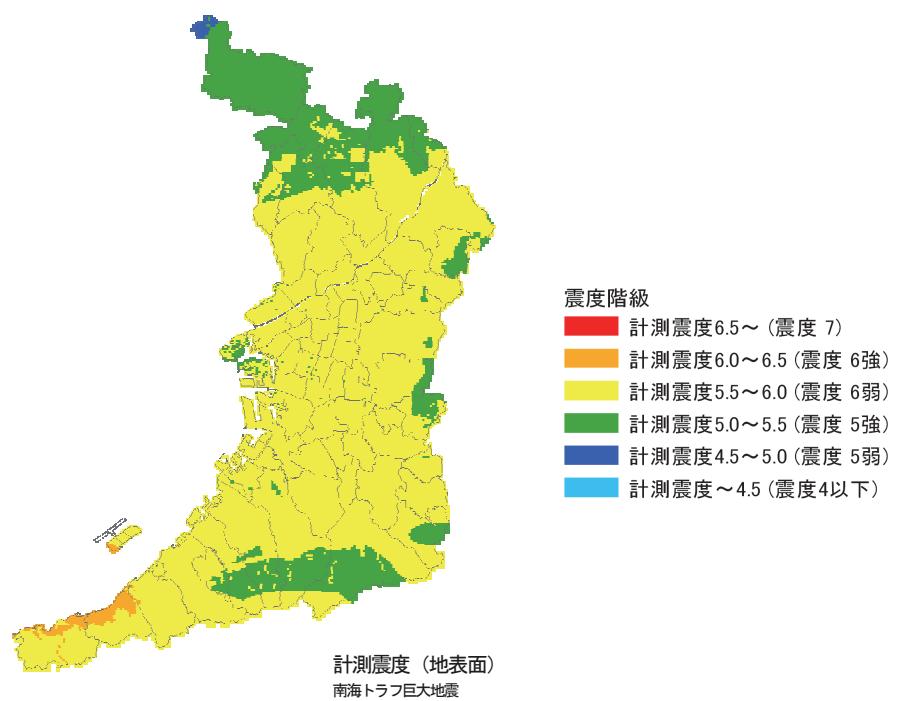
このうち、摂津市域の震度が最も強くなるケースは「上町断層帯地震A」で、市全域が震度6弱～6強と予測される。

また、平成25年度に府が実施した大規模地震被害想定結果を踏まえ、南海トラフ巨大地震も想定されている。

(1) 府内の地震動予測 (平成 18 年度公表)



(2) 府内の地震動予測（平成 25 年度公表）



2 被害予測

(1) 府内の被害想定 (平成 18 年度公表)

上町断層帯や生駒断層帯でマグニチュード 7 クラスの地震が発生した場合、市内に甚大な被害が発生する可能性がある。

<想定地震発生時の条件>

季節、時間：冬の夕刻（午後 6 時）

気象条件：風速 8.0m/s (※)

※豊中観測所での超過確率 1 % の風速（1 年に 3 日程度起りうる）

<地震被害予測結果一覧>

想定地震 被害内容		上町断層 帯地震 A	上町断層 帯地震 B	生駒断層 帯 地 震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・ 南海地震	
気象庁マグニチュード		7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	
建物 被 告	全 壊	6,000棟	340棟	3,800棟	1,300棟	2棟	220棟	
	半 壊	5,200棟	760棟	4,500棟	2,300棟	6棟	500棟	
出 火 件 数	全 出 火	10件	2件	6件	3件	2件	2件	
	炎上出火	8件	0件	4件	1件	0件	0件	
焼 失	出火による	6棟	0棟	5棟	0棟	0棟	0棟	
	延焼による	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	
人 的 被 害	建物 倒壊	死 者	110人	1人	40人	9人	0人	
		負傷者	1,100人	210人	1,300人	760人	1人	
		重傷者	60人	20人	80人	70人	0人	
	火 災	死 者	0人	0人	0人	0人	0人	
		負傷者	1人	0人	1人	0人	0人	
り 災 者 数		39,000人	3,600人	28,000人	13,000人	20人	1,700人	
避難所生活者数		11,000人	1,000人	8,200人	3,800人	6人	500人	
ライ フ ライ ン	停 電	28,000軒	1,100軒	15,000軒	5,800軒	0軒	44軒	
	ガス供給停止	31,000戸	0戸	15,000戸	15,000戸	0戸	0戸	
	水道断水	71,000人	31,000人	53,000人	49,000人	0人	7,000人	
	固定電話被災	11,000回線	800回線	1,400回線	1,400回線	80回線	0回線	
震 災	可 燃 物	141,000トン	12,000トン	101,000トン	41,000トン	0トン	8,000トン	
	不 燃 物	495,000トン	43,000トン	352,000トン	146,000トン	1,000トン	29,000トン	

※出火件数は 3 日間の値

(2) 府内の被害想定（平成 25 年度公表）

＜地震被害予測結果＞

想定地震		南海トラフ巨大地震
地震の規模		マグニチュード (M) 9. 0～9. 1 計測震度 6 弱
建物全半壊棟数		全壊 232 棟 半壊 2, 225 棟
出火件数 (炎上出火冬 18 時)		2 件
死傷者数 (冬 18 時)		死者 10 人 負傷者 259 人 重傷者 25 人
避難者数		15, 512 人 (内、避難所生活者数 4, 654 人)
ライフ ライン	停電	20, 805 軒
	ガス供給停止	11, 546 戸
	電話不通	1, 000 加入者
	水道断水	73, 449 人
震災廃 棄物	可燃物	8, 000 トン
	不燃物	38, 000 トン

第3 浸水想定

1 淀 川

国の管理河川で、水防警報河川に指定され、全区間水防区域である。また、洪水予報河川（枚方水位観測所を基準とした「淀川洪水予報」）にも指定され、浸水想定区域が指定されている。淀川浸水想定区域は、1000 年に 1 回程度起こる大雨（淀川の基準地点枚方上流域の 24 時間総雨量約 360mm）による外水氾濫の想定で、市内の広範囲に 5 m 以下の浸水、淀川と安威川に挟まれた地区の一部に 5 m 以上の浸水が予想されている。

2 安威川

府の管理河川で、水防警報河川に指定され、全区間が水防区域である。また、洪水予報河川（千歳橋水位観測所を基準とした「神崎川・安威川洪水予報」）にも指定され、浸水想定区域が指定されている。

安威川浸水想定区域は、概ね 200 年に 1 回程度起こる大雨（安威川流域の日総雨量 272mm）による外水氾濫の想定で、市内の広範囲に 5 m 以下の浸水が予想されている。

3 山田川

府の管理河川で、水防警報河川に指定され、ほぼ全区間が水防区域である。また、水

位情報周知河川（山田川水位観測所の「特別警戒水位」到達情報）に指定され、浸水想定区域が指定されている。

浸水想定区域は、1時間に最大約92mm、1日に281mmの大雨による外水氾濫の想定で、河道から約1kmの範囲に2m以下の浸水が予想されている。

4 正雀川、大正川、境川

府の管理河川で、全区間水防区域である。

浸水想定区域が公表されており、1時間に最大約92mm、1日に281mmの大雨による外水氾濫の想定で、河道から約1kmの範囲に5m以下の浸水が予想されている。

第5節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

防災関係機関は、その施策が直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体となって災害の防止及び減災に寄与するように配慮し、概ね次のとおりの事務又は業務を処理する。

第1 摂津市

1 市長公室

- 災害広報に関すること
- 報道機関との連絡に関すること
- 避難勧告、指示の伝達等緊急広報に関すること
- 平時における災害に対する人権啓発に関すること
- 災害時における人権相談に関すること
- 職員の動員体制の確立に関すること
- 公務災害補償その他職員に対する給付及び援助に関すること
- 復興に係る市政の総合企画の調整に関すること

2 総務部

- 市の防災対策の総合調整に関すること
- 市災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- 防災に係る教育、訓練に関すること
- 他の市町村及び防災関係機関等との連携及び応援体制の整備に関すること
- 自主防災組織体制の整備に関すること
- 市民の防災活動の啓発、指導に関すること
- 防災行政無線等通信施設の整備に関すること
- 被害情報の収集、伝達に関すること
- 避難収容体制の整備に関すること
- 緊急輸送体制の整備に関すること
- 食料及び生活必需品の備蓄に関すること
- 市災害対策本部の設置及び廃止に関すること
- 防災会議に関すること
- 情報の収集、伝達に関すること
- 災害通信の確保に関すること
- 職員の非常招集に関すること
- 自衛隊、隣接市、協定締結市町及び関係機関への協力要請及び誘導に関すること
- 防災関係機関との連絡、調整に関すること
- 車両等の確保に関すること
- 庁舎、電気施設の保全に関すること
- 庁舎の警備に関すること

- 災害対策諸物資の調達、検収及び契約に関すること
- 災害に関する文書の受発に関すること
- り災証明の発行に関すること
- 応急住宅対策に関すること
- 応急仮設住宅設置のための敷地の確保に関すること
- 応急仮設住宅の建設及び修理等に関すること
- 市の災害起債及び災害融資に関すること
- 市の災害復旧資金計画及び資金調達に関すること
- 災害関係費の収入、支出に関すること
- 災害救助法に関すること
- 被災家屋調査に関すること
- 災害に伴う税の減免に関すること
- 被災者生活再建支援法に関すること
- 職員の防災教育に関すること
- 市有建物の点検、応急修理及び緊急措置の準備に関すること
- 初期防災体制に関すること
- 復興に係る市政の総合企画に関すること
- 河川、淀川右岸水防事務組合との連絡、調整に関すること

3 生活環境部

- 自治会等への協力要請に関すること
- 人的被害状況の調査、報告に関すること
- 遺体の搜索、収容及び火葬に関すること
- 市民からの相談等に関すること
- 食料及び生活必需品の調達、確保に関すること
- 商工業者の被害調査、復旧対策に関すること
- り災商工業者の復旧資金の融資あっせん事務に関すること
- 耕地の被害調査に関すること
- 不正計量防止に関すること
- 商工会等との連絡調整に関すること
- 災害用農林金融あっせんに関すること
- 所管施設の被害調査、報告に関すること
- 災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画に関すること
- 廃棄物処理施設及び業者の被害状況及び応急対策状況の調査、報告に関すること
- 災害廃棄物の収集運搬及び処分（他の部の所管は除く）に関すること
- 一般廃棄物収集運搬委託業者及び許可業者の指導監査に関すること

4 保健福祉部

- 所管施設の避難計画に関すること
- 災害時医療体制の整備及び保健医療調整本部の運営に関すること
- 災害ボランティアの設置に関すること

- ボランティアの環境整備、協力要請、受入れ、支援及び調整に関すること
- 義援金品に関すること
- 保健衛生関係被害及び医療機関の被害状況の調査、報告に関すること
- 医療救護活動に関すること
- 医療資機材及び薬剤の調達及び備蓄に関すること
- 災害時における感染症予防、感染症患者の調査、収容に関すること
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、医療機関との連絡、応援要請等に関すること
- 社会福祉施設の被害調査、報告に関すること
- 食料及び生活必需品の供給に関すること
- 応急災害救助物資の出納管理に関すること
- 応急災害救助物資の輸送に関すること
- 災害時要援護者対策に関すること
- 見舞金の交付に関すること
- 行方不明者の把握に関すること
- 所管施設の被害調査、報告に関すること

5 建設部

- 建築物の耐震化に関すること
- 木造密集市街地等の整備促進に関すること
- 建築物等の火災予防に関すること
- 建物の応急危険度判定に関すること
- 応急建設資機材の調達に関すること
- 緊急時における関係業者等への協力依頼に関すること
- 公園の整備に関すること
- 公園被害状況の調査、報告に関すること
- 道路、橋梁、水路、樋門、ため池の被害状況の調査、報告に関すること
- 道路、橋梁、水路、樋門、ため池の応急対策及び復旧に関すること
- 道路交通の確保に関すること
- 道路敷、水路敷の占用物件の復旧調整に関すること
- 国土交通省、大阪府、警察、公団等、道路関係機関との連絡調整に関すること
- 浸水被害の調査、報告、応急対策に関すること
- 所管施設の被害調査、報告に関すること

6 教育委員会

- 防災教育に関すること
- 災害時の応急教育に関すること
- 所管施設・児童福祉施設の被害調査、報告に関すること
- 幼児、児童、生徒の避難誘導に関すること
- 災小中学生に関する学用品の調達及び支給に関すること
- 教員等の動員、補充に関すること
- 休校・園・所・室、授業・保育の短縮等の措置及び開校準備に関すること

- 避難者の誘導及び収容に関すること
- 避難所の開設、管理及び運営指導に関すること
- 避難者の把握及び報告に関すること
- 文化財等の応急対策に関すること
- 応急保育の実施に関すること
- 避難所開設員との連絡調整に関すること

7 上下水道部

- 上下水道施設の防災対策に関すること
- 上下水道事業の災害復旧計画に関すること
- 応急給水に関すること
- 上下水道所管施設における被害調査報告及び応急復旧対策に関すること
- 受水及び配水の調整に関すること
- 净・送水施設の管理と净水の確保に関すること
- 下水道敷の占有物件の復旧調整に関すること
- 流域下水道との連絡・調整に関すること

8 消防本部

- 消防計画の策定に関すること
- 火災予防対策に関すること
- 消防力の強化に関すること
- 救急・救助活動に関すること
- 市民の防災活動の啓発、指導に関すること
- 消防活動に関する広域応援に関すること
- 消防団等関係機関との連絡に関すること
- 消防施設の整備に関すること
- 災害の防ぎよ活動に関すること

9 議会事務局

- 災害時の市議会の支援に関すること
- 他の班の応援に関すること

10 総合行政委員会

- 被害情報、災害対策状況等の情報の収集・整理に関すること
- 他の班の応援に関すること

第2 大阪府

1 茨木土木事務所

- 府所管の公共土木施設の防災対策、水防活動の指導に関すること
- 洪水予報、水防警報の伝達に関すること

- 災害予防、災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関すること

2 西大阪治水事務所

- 府の所管する河川施設の防災対策及び復旧に関すること

3 茨木保健所

- 災害時における保健防疫活動、医療救護活動に関すること

4 北部農と緑の総合事務所

- 農地、ため池に関する水防対策に関すること

第3 府警察（摂津警察署）

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- 交通規制・管制に関すること
- 広域応援等の要請・受入れに関すること
- 遺体の検視（見分）等の措置に関すること
- 犯罪の予防・取締り、その他治安の維持に関すること
- 災害資機材の整備に関すること

第4 指定地方行政機関

1 近畿地方整備局淀川河川事務所・淀川ダム統合管理事務所

- 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- 直轄公共土木施設の復旧に関すること

2 近畿農政局（大阪府拠点）

- 応急用食料品及び米穀の供給に関すること

3 大阪管区気象台

- 観測施設等の整備に関すること
- 防災知識の普及・啓発に関すること
- 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること

第5 自衛隊（第3師団第36普通科連隊）

- 地域防災計画に係る訓練の参加、協力に関すること

- 府、市、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること
- 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

1 西日本旅客鉄道株式会社（千里丘駅）、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- 鉄道施設の防災管理に関すること
- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
- 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

2 西日本電信電話株式会社（大阪支店）

- 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- 応急復旧用通信施設の整備に関すること
- 津波警報、気象警報の伝達に関すること
- 災害時における重要通信に関すること
- 災害関係電報・電話料金の減免に関すること
- 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること

3 大阪ガス株式会社（ネットワークカンパニー北東部導管部）

- ガス施設の整備と防災管理に関すること
- 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
- 災害時におけるガスの供給確保に関すること
- 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

4 日本通運株式会社（茨木支店摂津営業課）

- 緊急輸送体制の整備に関すること
- 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること
- 復旧資材等の輸送協力に関すること

5 関西電力株式会社（北摂配電営業所）

- 電力施設の整備と防災管理に関すること
- 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること
- 災害時における電力の供給確保に関すること
- 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

6 神安土地改良区

- 橋門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること

7 淀川右岸水防事務組合

- 水防団員の教育及び訓練に関すること
- 水防資器材の整備、備蓄に関すること
- 水防活動の実施に関すること

8 阪急電鉄株式会社（正雀駅・摂津市駅）

- 鉄道施設の防災管理に関すること
- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

9 阪急バス株式会社

- 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること

10 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- 管理道路の整備と防災管理に関すること
- 道路施設の応急点検体制の整備に関すること
- 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- 被災道路の復旧事業の推進に関すること

11 日本郵便株式会社（摂津郵便局）

- 災害時における郵政事業運営の確保に関すること
- 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
- 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること

第7 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

1 摂津市消防団

- 災害の防ぎよ活動に関すること
- 避難誘導及び災害時要援護者の搬送等に関すること

2 摂津市保健センター

- 市が行う被災者の応急救護対策への協力に関すること
- 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供に関すること
- 災害時における施設利用者の保護及び誘導に関すること

3 摂津市医師会

- 災害時における医療、助産等救護の活動に関すること
- 負傷者に対する医療活動に関すること

4 摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会、摂津市看護師会

- 災害時における医療救護の活動に関すること
- 救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること

5 近鉄バス株式会社

- 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること

6 大阪高速鉄道株式会社（大阪モノレール）

- 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること

7 自治会

- 防災関係機関が実施する防災対策への協力に関すること
- 防災訓練等への積極的な参加に関すること
- 被災者の救出、被災世帯の調査、救援物資の配布等の協力に関すること
- 避難の誘導及び被害情報の伝達に関すること

8 摂津市赤十字奉仕団

- 災害援護に係る奉仕に関すること

9 産業経済団体（商工会、農業協同組合等その他産業経済団体）

- 被害の調査並びに災害時における物価安定についての協力に関すること
- 救護用物資、復旧資機材等の確保についての協力に関すること
- 防災関係機関が実施する防災対策への協力に関すること

10 摂津市社会福祉協議会

- 市が行う被災者の応急救護対策への協力に関すること
- 市及び自主防災組織等が行う災害要援護者対策への協力に関すること
- ボランティア団体等が行うボランティア活動の支援に関すること

11 病院等医療施設

- 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること
- 災害時における病人等の受入れ及び保護に関すること
- 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること

12 社会福祉施設

- 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること

13 金融機関

- 被災事業者等に対する資金融資に関すること

14 学校法人

- 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関すること

15 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- 安全管理の徹底に関すること
- 防護施設の整備に関すること

16 ため池の管理者

- ため池の防災管理に関すること

17 その他施設管理者

- 各々の所掌事務及びそれに係る防災対策の実施に関すること

第6節 市民、企業の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、防災の基本となる自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。特に、次世代を担う子どもたちに対しては、大人がその模範を行動で示すことで、命を守り、災害に備える文化形成の一翼を担うものとする。

また、事業所も地域社会の構成員として、従業員や利用者の安全確保だけではなく、地域の担い手として防災活動に積極的に取り組む必要がある。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

2 災害への備え

- (1) 家屋の耐震化、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 市、府、国が実施する防災・減災対策への協力

第2 企業の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P : Business Continuity Plan）を策定

し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（B C P）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業者及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 市、府、国が実施する防災・減災対策への協力

第3 ボランティアやN P O等多様な機関との連携

住民及び事業者は、ボランティアやN P O等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

第7節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときは、摂津市防災会議に諮り修正するものとする。また、女性、高齢者、障害者、ボランティア団体等多様な主体の参画促進に努める。防災計画の修正は、次のとおり行う。

ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

- 1 摂津市防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画修正（案）を作成する。
- 2 災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、防災計画の修正について、府知事に報告を行う。
- 3 摂津市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定する。
- 4 災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、防災計画修正の要旨を公表する。